

令和7年度 名護市下水道事業ウォーターPPP 導入事前検討業務委託 仕様書

〔一般仕様書〕

第1章 総則

1.1 業務の目的

名護市では、施設の老朽化や人口減少などを起因とする深刻な諸問題に直面している。このような中、国土交通省より「ウォーターPPPの推進について」が通達され、民間活力の更なる導入が要請された。名護市の下水道事業の現状や将来予測も鑑み、多岐に渡るウォーターPPP/PFI手法の想定される効果を、市内部での検討を得るための準備作業を支援・事業の方向性を決定することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、名護市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者・照査技術者及び担当技術者

(1) 受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））またはRCCM（下水道部門）の資格保有者で、主要な設計協議に出席し、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道））またはRCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり照査を実施し提出図書に誤りが無いように努めなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

(4) 担当技術は、資格要件なし。ただし、下水道事業関連業務に関して、10年以上の実務経験を有する者を1名以上配置すること。

(5) 管理技術者、照査技術者、担当技術者のうち1名は、発注者との密な連絡体制を構築するため、沖縄県内の事務所等に常駐するものでなければならない。

(6) 配置技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

(7) 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。

(8) 管理技術者として直近5か年（令和2年度以降）において、次に掲げる同種業務について実績を有すること。

1) 下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査

または、PFI導入可能性調査の事前調査

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に名護市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、名護市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、名護市、受注者協議の上、これを定める。

令和7年度 名護市下水道事業ウォーターPPP 導入事前検討業務委託 特記仕様書

〔特記仕様書〕

1. 業務の目的

名護市では、施設の老朽化に伴い計画的な改築更新が求められている中、人口減少による使用料収入の減少や、職員の減少による執行体制の脆弱化等、下水道事業の接続性の確保が喫緊の課題となっている。また、昨今の頻発している激甚化した地震被害等の防災への対策も急務となっている。このような中、国土交通省より「ウォーターPPPの推進について」が通達され、民間活力の更なる導入が要請された。本業務は、本市におけるウォーターPPPが求める官民連携方式の導入可能性調査の前段階として、事前に決定しておくべき対象とする事業や内容を整理し、事業の方向性を決定することを目的とする。

2. 業務の対象

1) 対象範囲

- (1) 公共下水道（名護処理区） 1,220ha
- (2) 特定環境保全公共下水道（喜瀬・幸喜処理区） 22ha

2) 対象施設

- (1) 下水道管路施設 汚水管渠延長 約163.6Km
雨水管渠延長 約17.1Km
- (2) 汚水ポンプ施設
 - ①名座喜原中継ポンプ場 7.54 m³/分
- (3) 終末処理場
 - ①名護下水処理場 標準活性汚泥法 20,100 m³/日
 - ②喜瀬処理場 長時間エアレーション法 740 m³/日
- (4) マンホール形式ポンプ場 15箇所

3. 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の作業手順を明確化し、適正な業務計画書を作成して市監督員の承認を得る。

(2) 基礎資料の収集・整理

基礎資料となる下水道ビジョン、下水道全体計画、下水道事業計画、ストックマネジメント計画、下水道管路台帳、下水道総合地震対策計画基礎資料、汚水処理施設整備構想、各事業の経営戦略、市マスタープラン等を収集し、整理する。

(3) 現状分析と各種事業運営に関する課題の抽出（可視化）

ウォーターPPPに向けた官民連携事業を進める上で、関連する関係部署等に聞き取り調査等を実施し組織体制（職員数、職種）や、運営体制（民間委託状況）、日常の維持管理業務、緊急時対応内容、地形条件、現在の下水道経営状況や、今後の経営見通し等を整理するとともに考えられる課題を抽出する。

(4) 対象事業の選定

(3) にて抽出された個々の課題に対して、課題解決可能なPPP/PFI手法の候補を整理する

(5) 主な対象業務及び対象施設の整理

対象する業務や施設について整理する。整理する際には民間に委ねる業務と現体制を継続して維持する業務に分類し整理する。

(6) PPP/PFI手法の整理

選定された事業（下水道事業等）の事業領域（建設・維持管理・改築）や対象施設（管路・汚水ポンプ施設・終末処理場・マンホール形式ポンプ場等）について、次年度以降に予定している「導入可能性調査」にてPPP/PFI手法の検討を継続するか現段階で検討を中断するのか整理する。

(7) 事業スケジュールの検討

今後の「導入可能性調査」、「事業者選定」、「契約・引継ぎ」、「事業実施」等を見据えて概略のスケジュールを作成し、関係者間で情報を共有する。尚、官民連携事業の概算事業費の算出は本業務に含まれない。

(8) 計画概要書作成

上記までに検討した成果を計画概要書としてとりまとめるとともに、MicrosoftPowerPointを活用した説明資料と概要版を作成する。また、必要に応じて関連部局への説明資料を作成する。

(9) 照査

各作業項目における方針の確定、確認並びに作業内容の照査を行う。

(10) 協議

打合せ協議は業務着手時、完了時の他に中間に2回、合計4回を原則とする。又、必要に応じて協議回数を増やす場合は、発注者と協議により決定する。

4. 成果品

成果品は以下について、市監督員の承認を得たうえで提出する。

図書名	提出部数
(1) 計画概要書（概要版含む）	3部
(2) 協議用資料	2部
(3) 電子データ（電子媒体CD-R）	1式

5. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
- (3) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル (案) (国土交通省)
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (日本下水道協会)
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (6) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (10) バイオリゾート利活用基本計画 (下水汚泥処理総合計画) 策定マニュアル (日本下水道協会)
- (11) 新都市計画の手続 (都市計画協会)
- (12) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (案) (国土交通省)
- (13) 下水道未普及解消のための事業推進マニュアル (案) (国土交通省)
- (14) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン (案) (国土交通省)
- (15) 地方公共団体におけるピュア型 CM 方式活用ガイドライン (国土交通省)
- (16) 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室)
 - 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」
 - 「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
 - 「VFM (VaLUE For Money) に関するガイドライン」
 - 「契約に関するガイドライン PFI 事業実施契約における留意事項について」
 - 「モニタリングに関するガイドライン」